

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和5年度第6回登米市農業委員会総会																								
開催日時	令和5年8月25日（金） 午後1時30分 開会 午後3時26分閉会																								
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																								
議長の名氏	高橋 清範 会長																								
出席者 （委員） の氏名	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:33%;">1番 小野寺 義 幸</td> <td style="width:33%;">2番 鈴木 泰 子</td> <td style="width:33%;">3番 田 島 幹 雄</td> </tr> <tr> <td>4番 三 塚 芳 毅</td> <td>5番 五十嵐 幸 喜</td> <td>6番 柴 崎 専 一</td> </tr> <tr> <td>7番 佐 藤 久 順</td> <td>8番 浅 野 和 宏</td> <td>9番 岩 淵 勉</td> </tr> <tr> <td>10番 岩 崎 とみ子</td> <td>11番 阿 部 静 男</td> <td>12番 上 野 栄 公</td> </tr> <tr> <td>13番 小野寺 鉄 子</td> <td>14番 阿 部 晃 徳</td> <td>15番 加美山 竜 太</td> </tr> <tr> <td>16番 高 橋 健 之</td> <td>17番 鈴木 巖</td> <td>18番 芳 村 忠 市</td> </tr> <tr> <td>19番 芳 賀 秀 二</td> <td>20番 櫻 井 利 光</td> <td>21番 佐 藤 瑛 彦</td> </tr> <tr> <td>22番 鹿 野 昭 子</td> <td>23番 門 馬 一 郎</td> <td>24番 高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p style="text-align:center;">（ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）</p>	1番 小野寺 義 幸	2番 鈴木 泰 子	3番 田 島 幹 雄	4番 三 塚 芳 毅	5番 五十嵐 幸 喜	6番 柴 崎 専 一	7番 佐 藤 久 順	8番 浅 野 和 宏	9番 岩 淵 勉	10番 岩 崎 とみ子	11番 阿 部 静 男	12番 上 野 栄 公	13番 小野寺 鉄 子	14番 阿 部 晃 徳	15番 加美山 竜 太	16番 高 橋 健 之	17番 鈴木 巖	18番 芳 村 忠 市	19番 芳 賀 秀 二	20番 櫻 井 利 光	21番 佐 藤 瑛 彦	22番 鹿 野 昭 子	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範
1番 小野寺 義 幸	2番 鈴木 泰 子	3番 田 島 幹 雄																							
4番 三 塚 芳 毅	5番 五十嵐 幸 喜	6番 柴 崎 専 一																							
7番 佐 藤 久 順	8番 浅 野 和 宏	9番 岩 淵 勉																							
10番 岩 崎 とみ子	11番 阿 部 静 男	12番 上 野 栄 公																							
13番 小野寺 鉄 子	14番 阿 部 晃 徳	15番 加美山 竜 太																							
16番 高 橋 健 之	17番 鈴木 巖	18番 芳 村 忠 市																							
19番 芳 賀 秀 二	20番 櫻 井 利 光	21番 佐 藤 瑛 彦																							
22番 鹿 野 昭 子	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範																							
事務局職員 職 氏 名	<p>説明員：産業經濟部 産業総務課長 山形 敦、課長補佐 菊地 泰弘、主事 及川 郁也</p> <p>農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐々木 祐也、局長補佐 長谷 勝、主幹 佐藤 聡、主査 千葉 貴行</p> <p>書記：農地管理係長 園田 孝史</p>																								
議 題	<p>報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届け出について</p> <p>報告第16号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第35号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第38号 非農地証明願について</p> <p>議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について</p> <p>議案第41号 登米市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第42号 農地利用最適化推進連携会議の運営に関する規程の一部を改正する訓令について</p> <p>議案第43号 農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに関する意見の決定について</p>																								

会 議 結 果	<p>報告第 15 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 16 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>議案第 34 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 35 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 36 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 37 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 38 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 39 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 40 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 41 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 42 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 43 号 原案のとおり決定した。</p>
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	<p>令和 5 年度第 6 回登米市農業委員会総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、3 番 田島幹雄委員、4 番 三塚芳毅 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思えます。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。</p> <p>諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>

議長	<p>日程第4、議案第43号「農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに関する意見の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《産業経済部説明》</p>
	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
3番委員	<p>前回も指摘したんですが、わずかな時間でこの膨大な資料を見て意見を言えといわれても厳しいものがある。事前に説明をしてもらわないと、これで判断しろって言われても皆さんわかりますか。話し合える機会を設けたのちにこの議案の提出を考えてほしい。</p>
産業経済部	<p>大変申し訳ございません。今後こうした議案の提出がある場合には、事前に意見交換会などの場を設けるよう努めてまいりますので、今回はこれにてご理解いただきますようお願いいたします。</p>
12番委員	<p>今回の変更点を簡潔に教えていただきたい。</p>
産業経済部	<p>これまでは人・農地プランとして地域の担い手を位置づけていたが、今後は地域計画として位置づけていくために、内容を変更し方針を示したものです。</p>
12番委員	<p>資料50ページにある農業協同組合から委託を受けて行う農作業ということですが、農協とのコンタクトはとったのでしょうか。</p>
産業経済部	<p>農業協同組合、地域計画の推進会議の中でご意見をいただいている。また、これから地域計画の議論を進めていくうえで、ご意見を伺っていく予定です。</p>
10番委員	<p>地域計画の推進会議って何を話しているのか、私たち農家は日々苦勞してやっているけど全然現場をわかっていない。こういった計画も全然気持ちがこもっていないの。いっつも努力して農地を守っていかなければいけないと思っているんだから、もっと詳しく、説明していただかないと、もっと中身の濃いもの、この登米市に合うものにしていかなければならないと思います。こういう環境のいいところだし、こういう私たちの農業現場で作業現場で、こういうこと書いたって周知されなければ全くマッチングしないですし、全国的にそういうもんでって書いたって、農協と話してますかって言ったってこれから話ししますよって言ったって、今から話しするよって言ったって、私たち知りませんよって言ったって終わりですし、そう感じます。</p>

産業経済部	<p>推進会議の方につきましては、今年の4月に登米市地域計画策定推進会議ということで設置しておりまして、参集範囲としましては、県の合庁の部長さん、農協の営農部長さんなど、各農業関係機関の長さん方を対象にした会議を設置しております。その中で、作業部会ということで、担当者レベルの会議をして、この地域計画、2年後の策定に向けて推進しているところです。</p>
10番委員	<p>農業関係の皆さんの意見は聞いていないのですか。実際に農業者は集めていないのですか。</p>
産業経済部	<p>これから、2年間かけてこの地域計画を策定していくにあたってワークショップを開催して、各地域で農業者のみなさんの意見を聞いていくこととなります。その中の推進会議は決定機関的な役割を担うものです。今後各地域で意見を聞いていく際にはよろしくお願いします。</p>
10番委員	<p>そもそも、私たち農業者は何にもわかんないし、市ですでに計画決めてしまっていて、良い意見なんて出てこないと思います。</p>
議長	<p>はい。これ、今事務レベルの段階なので。今事務レベルだから、これをふまえて進めていくものなので、まとめに入っていないものです。</p>
産業経済部	<p>いま、委員からご指摘ありましたこちらの基本構想につきましては、こういうふうな形をもって実施していくものとしていくようなものでして、今後2年間かけて、皆様から地区ごとにどういった課題があって、その課題をどのように整理して、解決していけばいいのか、話し合いをして、目標地図を作って、しっかりその地域が誰が担い手となって農業を実施していくのか、そういった部分を整理した計画を作っていくので、こちらの基本方針ももちろん方向性を定めるものとして、今回お示しさせていただいておるんですけれども、地域の内容として整理していく部分としては、地域計画として作っていく部分については、令和6年度末までに作っていきます。</p>
10番委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>地域では、後継者あるいは担い手が変わるとこの計画も変わってくる。1年スパンで変えていくものになる。すべてのものが入ってくるので皆さんの意見も入ってきます。女性の方の意見も入ってきます。まだそこまで行っていませんが、これからどうぞよろしくお願いします。</p>
9番委員	<p>去年の12月、2月まで県の主導で中田町の浅水と石森地区でワークショップをやってますよね。3月までかな。そのあと市に引継ぎになるってことだったと思うんですけれども、そのあとのスケジュールが全く見えなかったんですよ。調整会議をやったってことなんですけど、それから数えてみると4ヶ月ぐら</p>

いたっているのかな。その間の進み具合が全然わかんないしこれからのスケジュールも示されないし、本当に地域計画作成するのにあと2年で大丈夫かなという心配がある。今回、農業委員にもなったのは、この地域計画を進めてと思っている方も多いんですけども、もう一回出て中心になってやっていこうと思ったのですが、全然見えないものですから心配しておりますから、その見えない部分を説明していただきたいと思います。

産業経済部

去年、モデル地区として中田の2集落ですね。ワークショップ3回実験的部分で県の主導で実施して、4月から2年間で地域計画を作っていくという流れなのですが、中田地区の2地区については、半分実施したような形で止まっているような形。先日、合庁の方とも話しをしまして、地域の皆さんと話し合っていてどうなっているんだ。という話にもなっているので、今後、ほかの地域計画策定ワークショップを作る前に、去年実施した2地区について登米合庁の方で残りの部分について対応していきたいとの方向で確認しておりますし、今月も月1回合庁との打ち合わせがあるのですが、その部分についてどういった流れで行くのかをお示しするので確認してほしい。というお話を伺っている。

9番委員

まだ県が2つの地区については、入ってくれるというか指導してくれるっていう考えでいいんですか。

産業経済部

はい。

議長

また情報が入ったらその都度教えていただきたい。

22番委員

前に人農地プランの会議の中に入っていたことがあるんですけども、その時に思ったんですけども、人農地プランの会合は、本当は、地区ごとに置かなければいけないという話だったんですけども、その時は、登米市内で会議体を一つにしてやるっていう方針だったんですね。自分たち職員さんたちは、やっぱりわかっているから、市民の方がそういっても、わからないから言わなくていいんじゃないとか、そういう流れがあって、わかんなくても市民にはこういうふうになりますよとか、ちゃんとわかるわからないにかかわらず、ちゃんと下の方に通していただきたい。自分たちがわかって、下の方は言ってもわかんないから言わなくてもいいかなとか、安易な考えが見えたので、情報とかそういうふうなことはみんなでわかるように下の方に流していただきたいなと思いました。

産業経済部

人農地プランにつきましては、やはり、地域に入って市民の方にわかるように丁寧に説明を心掛けていきたいと思います。

22番委員

よろしくお願いします。

議長

鹿野さんのような方にもどんどん意見出していただいて、農業委員会としては市1本ではなく、町・集落に入って、おっしゃる通り、地域計画でとことん議論して10年後までに何度も何度も見直しして、あくまでも素案で地域計画を作っていくので、これからもどんどんご意見伺っていきますのでよろしくお願い致します。

議長

そのほかございませんか。
無ければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第43号を採決します。
お諮りします。

本案については、異議なしと決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第43号「農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに関する意見の決定について」は異議なしと決定し市長に提出します。

ここで職員入替のため暫時休憩します。

《 休 憩 》

議長

再開します。

日程第5 報告第15号「農地法第18条第6項の規定による届け出について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第15号を終わります。

議長

次に、日程第6 報告第16号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これで、報告第 16 号を終わります。

議長

次に、日程第 7 議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局

《事務局説明》

本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。

進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。

法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は 1 筆以外全て耕作されている。その 1 筆については所定の手続きを行う予定。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。

第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。

第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。

第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

第 5 号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり転貸にはあたりません。

進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。また、第 6 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思

います。
以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。
ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。
第 2 分科会の報告を登壇してお願いします。

5 番委員

農地法第 3 条の進行番号 11 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 10 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、登米市石越町に居住する譲受人が、石越地内の農地を、仙台市太白区に居住する兄である譲渡人から譲り受け、耕作を行うものです。

譲受人は、現在、農地を耕作しておりませんが、夫の勤務先より必要な農機具全てをリースし、農地の管理・経営については自ら行うとのことであり、効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のとおり報告します。

令和5年8月25日
現地調査員
11番 阿部静男委員
3番 田島幹雄委員
5番 五十嵐幸喜委員

議長

調査報告が終わりました。
次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。
なお、進行番号5番、6番、7番、8番については、2番鈴木泰子委員の担当となっておりますが、本日、欠席ということで、事前に支障なしとの報告を受けております。
なお、進行番号3番、4番については、私が担当委員になっており、支障ありません。

議長

進行番号1番について、4番三塚芳毅委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号2番について、18番芳村忠市委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号9番、10番について、17番鈴木巖委員

《支障なしの声を確認》

議長

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番委員

進行番号3番の法人の概要を教えてください。あとですね。進行番号11番、こういう方多くなると思うんですけども、いわゆる、農地法の改正に伴い下限面積が撤廃されたことによりまして、いわゆる、誰でも農地を取得できるということになっています。そこで、やはり農業委員会としては、こういう状況となった場合に、どういう指導、あるいは農地の保有、先ほど、規則改正だか基本構想の改正にあった地域計画、こういうものに反映させるためには、やはり、受付段階である程度の確認をしなければならないものと思っております。というのは、3条の調査書見させていただいたんですが、判断の理由に関しては、なかなか、本人はあまり農家をしていない。それで、旦那さんの技術・農業機械をもって経営をする。それで、経営規模は必要ないかというのと、とても採算ベースに合うような状況ではないですよ。ましてや、こういう方

は、実施段階で、いわゆる機構の農地保有機能というものを最大限活用をしていくとはできないかということで、ただ単に3条申請来たから所有権移転をしたんだよ。贈与でも相続でも売買でもいいんですけど、先ほど委員さんから出ていたんですけども、やはり農地の集積・集約ということは大変で、事務局でもそういったことを頭にして取り組んでいただきたい。これは要望を兼ねてお願いします。

事務局

おおきく、3つになると思います。まず、3番目の法人につきましては、農事組合法人に登録されておりまして、毎年農業委員会の方に登録されておりまして、農地を取得するような会社になっております。ご家族との間での贈与という取扱いとなっております。あと、要望ということだったと思いますが、私たちが入る前に基盤法の法律について、大々的に、話はされてたと思うんですけども、あり方につきましては、具体的に決めてからということになると思います。中間管理機構を通してその部分を決めてからになると思います。3つ目は、11番の石越の方、兄弟の扱いになっております。だいぶ問題があって、お姉さんと一緒になってここまでこられています。当然、契約も含めてお二方に来てやっていただいておりますけれども、所有者の方につきましては仙台の方になります。妹さんの方が、これから確定申告も含めて、今の状況に基づいて農業を受けて、機械は、夫が農機具の会社に勤務しているということで、全て借りながらやりますと、なおのこと、今回のここには載ってきてはいませんが、集落の共有で扱っている農地もありますので、このことだけではできないとかいうことはなかなか難しいです。今回、あくまで農地を取得して、維持管理間違いなくやっていただくこととなりますので、そこを否定することは無いかなと思っております。

11 番委員

この法人についてですが、個人情報であればあれですが、この会社の構成員は何名で定款はどうなっているのか。構成はお父さんも入っているのか。それから、事務局の3番目の問題ですが、ずいぶん難しい問題だということですけども、みなそういうふうに難し問題が出てくるわけなんですよ農業委員会は。それで、その現場に合わせて一番簡単な方法をとってんじゃないんですか。そういうことであれば、なんで推進委員の方が苦労しながら後でまたお願いしますって地域に出て頭を下げて修正しなければならん。中間管理機構があるんだから、こういう機能があるんだから最大限活用するような方法をとったらいんじゃないんですかってことですよ。ただ単にその場その場で、理由はわかりますよ。その場その場で解決したってわけではないんですよ。しのいだ状態なんです。そういうことでは、これから農地集積とか、やっぱり事務局も、推進委員農業委員と一体的になって進めなきゃならないですよ。先ほど産業経済部が説明していったけれども、あっち向いてほいですよ。なんぼこちらが話ししたって、先ほど田島さんが語ったって、12月に経営基盤法の改正なった時の話したんだから。やっぱり、事務局の方で窓口のところである程度話しした方がいいと思います。

事務局	<p>うめつさんの構成員の方につきましては、今現時点で、こちらの方理事と社員4名となっております。本人も構成員となっております。</p>
事務局	<p>ご指摘のありました、経営支援の方法につきましては、ご指摘のとおり、今回の経営体はぜい弱な経営体なので、本人の意向にかかわらず、基盤強化法の利用についても積極的に利用されるような仕組みがなされるよう、いただいたご指摘をヒントに適切な基盤法の活用、下限面積撤廃、基盤強化法の利用への対応等適切に事務処理が行われるよう取り組んでまいりますので、今後ともご指導よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>そのほかに何かございますか。 なければこれで質疑を終わります。 これから議案第34号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第8議案第35号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願いします。</p>
1番委員	<p>農地転用事業計画変更進行番号1番については、別紙議案説明資料11ページから12ページに記載されている通りです。申請内容は、迫町北方地内で資材置き場の整備を目的として許可されている事業の計画変更です。当初の計画では、令和5年9月30日に事業が完了する計画でしたが、公共事業の工期延長に伴い、事業の完了を令和6年4月30日まで延長するための変更承認申請です。転用目的に変更は無く、工期の延長及び延長による土地賃借料の増に伴う資金計画の変更であるため、変更による周囲への影響も見受けられず、計画変更は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。</p>

令和5年8月25日
現地調査員
4番 三塚芳毅委員
6番 柴崎専一委員
1番 小野寺義幸委員

議長

つづいて、第2分科会の報告を登壇してお願いします。

5番委員

農地転用事業計画変更進行番号2番、3番については、別紙議案説明資料13ページから14ページ、15ページから16ページに記載されているとおりです。申請内容は、登米町小島地内で土砂採取を目的として許可されている事業の計画変更です。当初計画では、令和5年9月24日に事業が完了する計画でしたが、完了日以降も事業を継続したいとの申出があり、変更承認申請に至っております。転用目的などに変更は無く、工期のみの変更のため、変更による周囲への影響も見受けられず、計画変更は、妥当との意見で一致しました。

なお、土砂採取のための、採石法第33条の規定に基づく採取計画認可申請は、宮城県知事あてに、事業者より提出されております。

以上のおり報告します。

令和5年8月25日
現地調査委員
11番 阿部静男委員
3番 田島幹雄委員
5番 五十嵐幸喜委員

議長

調査報告が終わりました。

質疑ございませんか。

なければこれで質疑を終わります。

質疑無ければこれより、議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、承認相当の意見を付すことに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、議案第35号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は承認相当の意見を付し、知事に送付することにします。

議長

次に、日程第9議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」さらに、日程第10議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局より説明》

説明が終わりました。

ここで現地調査員から調査結果の報告を求めます。

先に第1分科会の報告を登壇してお願いします。

1 番委員

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料17ページから19ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場及び通路を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号1番については、別紙説明資料23ページから25ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号2番については、別紙議案説明資料26ページから28ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場及び資材置き場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。

また、申請地はすでに農用外利用されていることから、申請人より始末書を徴しやむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号3番については、別紙議案説明資料29ページから31ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。

また、申請地はすでに農外利用されていることから申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番、6番から10番については、別紙議案説明資料32ページから34ページ、38ページから52ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的に転用ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用の置ける周囲への影響も

みられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号5番については、別紙議案説明資料35ページから37ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に営農型太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農用地区域内である農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における、周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号11番については、別紙議案説明資料53ページから55ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に有料老人ホームを建設するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響もみられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号12番については、別紙議案説明資料56ページから58ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、連用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和5年8月25日

現地調査委員

4番 三塚芳毅委員

6番 柴崎専一委員

1番 小野寺義幸委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いします。

5番委員

農地法第4条の進行番号2番については、別紙議案説明資料20ページから22ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用ができない農地ですが、例外的に許可する頃ができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

また、申請地は既に農用外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号13番から15番については、別紙議案説明資料59ページから67ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農

地で、原則的には転用ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和5年8月25日

現地調査委員

11番 阿部静男委員

3番 田島幹雄委員

5番 五十嵐幸喜委員

議長

調査報告が終わりました。

これより、議案第36号、議案第37号について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番委員

農地法4条の進行番号1番の申請人の職業は公務員で間違いありませんか。

事務局

公務員というか、会計年度任用職員ということで栗原市の方に勤務しております。

23番委員

第5条の進行番号12番広島県とありまして、広島の人が取得するということで、これの管理体制はどうなっているのか。もし何かがあって、広島から来てどうのこうのというのはあたりに迷惑をかける可能性がある。その辺の管理体制をお伺いしたい。

事務局

こちらの法人でございますが、所在は広島となっておりますが、営業の方がいて管理を行っていただきます。

4番委員

現地調査をしたんですけれども、事務局で説明し忘れたのではないかと思いますけれども、第4条の進行番号1番の件で1年1作の件について農地法が権利に負けるといった話しを伺ったものですから、その辺についてお伺いします。

事務局

議案書11ページの進行番号1番の申請ですが、令和5年5月25日に農地法3条で許可を受けた件で、今、委員より1年1作の件で、ご質問いただいたんですけれども、現地の方は、カボチャを植えて1作の方は終わっているものです。申請時点で、窓口の方で、転用目的ではありませんよねといった確認を行っているところですが、行政書士の方からは、事情が変わったというところと、本人も、行政書士の説明だと農地法の部分を理解していなかったということで、緊急性があり、今回の転用について、駐車場が少し道路にはみ出しているという状況にあって、駐車場を整備と通路の整備ということで申請をいただいているところでございます。

4 番委員

農地法と権利に関して、その部分についても教えてください。

事務局

農地法第3条というのは、あくまで耕作目的、この辺は皆さんご存じかと思うんですけども、あくまで耕作目的で農地の売買手続きとなっております。この場合、所有権が移るような農地法第3条で贈与売買して取得したものになりますので、農地法第4条の視点で見た場合、あくまで自己所有農地を転用するという申請となってくるので、その辺法的な部分で矛盾と思われるような部分になってしまうんですけども耕作目的の農地を転用するというのであれば、そもそも3条の申請がおかしかったのではないかというふうになりますので、その辺の部分の前提がありまして、また、下限面積の課題もありまして、やはりその、取得した後でありますと、4条の申請ができないような現状ルールがございまして、国の方から令和5年3月31日付けの農林水産省農村振興局長から「農地転用許可の適正化及び簡素化について」という通知がありまして、インターネットなどを見ると3年3作とかやんなきゃだめだよというものが、地域によって見受けられるので、農地転用の許可基準上適切ではないと記載されています。4条の申請が来たい場合に、防ぐ手立てが無い状態にあるので、3条の申請の際により確認を徹底して守るべき農地を守っていきたく思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局

委員皆様方ご心配のとおり、5反要件が無くなったということで、我々も危惧しております。転売目的で3条を入口にして農地を購入して、それをすぐ、別の目的にということが、今までは、窓口で、受け手の方は、5反になっていないので、農地を購入できませんとお断りできていたのですが、今後はそういうふうなことができないということで、我々としては3条の入口のところで、本当に農業をするのかといったことをこれまで以上に厳格に見ていきたいと考えてございます。国の方では、担当が言うように、いったん3条で購入されてしまうと4条・5条の申請を防ぐ手立てが難しいという国の指導がございまして、そういったこととございますので、3条の入口のところを厳格化し、国の話とすれば、一度そういうことをした法人、個人は、ブラックリストといったような、事務局としては、そういったような事が、一度でもあった方は記録をとらせていただきまして、ほかの方とは別の意味で厳格化を図っていきたくと考えております。

4 番委員

今の説明にありましたように、ぜひ3条の部分で誤った手続きとならないようによろしく願います。

議長

ほかに質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

これで質疑を終わります。
これから議案第 36 号を採決します。
お諮りします。
本案は、許可相当であると決定することにご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって、議案第 36 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当である旨を記載した意見書を知事に送付します。

次に、議案第 37 号を採決します。
お諮りします。
本案は、許可相当であると決定することにご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって、議案第 37 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当である旨を記載した意見書を知事に送付します。

議長

次に、日程 11 議案第 38 号「非農地証明願について」を議題とします。

事務局

《事務局説明》

本議案に係る申請は、登米市農業委員会非農地証明書 交付事務処理要領第 6 条各号による非農地の判断基準の要件を満たしていると思われま。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。
農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。
これより質疑を行います。
質問はありませんか。

《質疑なしの声確認》

内容なので、これで質疑を終わります。
これから議案第 38 号を採決します。
お諮りします。

本案は、願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。よって、議案第 38 号「非農地証明願について」は願い出のとおり証明することに決定しました。

議長

つづいて、日程第 12 議案第 39 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

《事務局説明》

本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われま

す。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

《質疑なしの声確認》

これで、質疑を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。よって、議案第 39 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定しました。

ここでいったん休憩とします。

《休憩》

議長

再開します。

次に、日程第 13 議案第 40 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

《質疑なしの声確認》

質疑無いようなのでこれで質疑を終わります。
これから議案第 40 号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって、議案第 40 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について」は、原案のとおり決定しました。

議長

次に、日程第 14 議案第 41 号「登米市農業委員会会議規則の一部を改正する規則」を議題とします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

《質疑なしの声確認》

質疑無いようなのでこれで質疑を終わります。
これから議案第 41 号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 41 号「登米市農業委員会会議規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第 15 議案第 42 号「農地利用最適推進連携会議の運営に関する規程の一部を改正する訓令」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
11 番委員	<p>今、6 条で第 1 分科会と第 2 分科会を削除するというお話がありましたけれども、先ほども総会で第 1 分科会と第 2 分科会の調査報告がありましたけれども、会長も分科会ごとの報告をお願いしますとありましたけれども、分科会という位置づけはどこまでどう謳っているのか、その辺お伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>現地調査につきましては、3 月に行われている総会に提出している日程表で謳っているものと認識しております。運営会議では、第 1 区・第 2 区といったお話も出ておりましたが、今後も維持していきたいと考えております。</p>
11 番委員	<p>それはわかるんですけども、何らかの形で明文化していった方がいいんじゃないか、私は何らかの形で残しておいた方がいいと思うんです。日程調整して毎年毎年区域が変わるという設定なのかな。</p>
事務局	<p>ただいま、分科会の関係を明文化する必要があるのではないかということでした。現行は、規程におきましては、第 1 分科会・第 2 分科会ということで、定まっているということで、この会議の呼び方等々 9 月以降変更していくというような中にはいますけれども、この分科会の規程につきましては削除させていただければと考えているところです。先ほど、担当係長申し上げました通り、2 つの区分につきましては、今後も維持していくというようなことをございますので、農業委員会の内規的なもので、例えばお隣栗原市でありますと、第 1 区・第 2 区というような呼称であるということもございますので、登米市におきましても、これまでの 2 つのエリアを第 1 区・第 2 区といったような呼称で今後呼んでいくというようなことで、事務局としては考えているということをございます。これまでの現地調査のやり方につきましては以前と変わらずということをございますので、どうぞご理解のほどよろしく願います。</p>

10 番委員	<p>9月からこの案のように推進委員さんと一緒に先月みたいな状態で進めていくという案。ということでいいんですね。25日に推進委員さんと同じ場所で総会をするってことでいいんですね。そうすると、8月にこの場所でやったように、後ろの方だったんだけど、資料出すのも出す場所が無くて、何探すのも場所が無くて全然わかんなかったんですよ。</p>
事務局	<p>総会はこの場所で行います。推進委員さんが後ろで、農業委員さんは今のよう形で総会を行う予定です。</p>
9 番委員	<p>現地確認なんですけど、農業委員は、地区関係なく全部見なくてはいけないと思うんですよ。今まで現地確認も、私6年やってるんですけど、ずっと第2分科会だけ。第1分科会の人はその逆。実は、新田まで行ったんですけど、ここも登米市なんだと感じたこともあるんですよ。そこで提案なんですけど、たまには、ほかの分科会の現場も見てはどうかと思うんです。</p>
事務局	<p>はい。貴重なご意見だと思います。今回の総会の在り方の検討の中で他市町村の事例もありますので、そういった事例も参考にしながら、今のようなアイデアも含めて調査の在り方についても検討していきたいと思っています。</p>
議長	<p>前向きにやんにいいの。</p>
事務局	<p>説明が不足しておりました。当面の間は、現在の調査方法を継続させていただきたいと思っています。現在決まっている計画の本年度の調査については、現行のとおり実施させていただき、運営会議ともご相談させていただきながら調査の在り方を検討して参りたいと考えております。</p>
事務局	<p>ただいま委員よりご意見を頂戴しました。事務局としては、委員さん方が、今後、今までと異なる地域を調査するといったようなことも必要なことなんだろうと感じたところでございます。農業委員さん方は全体を見ていただくというようなことでございますので、現地につきましてもそのような形で、大変いいご提案だなということでございます。担当者と確認しますと、我々としては、問題無いというような形でございます。ただ、委員さん方は、例えば、少し遠距離であったりですとか、ということでございますが、もし、委員さん方がその方がいいだろうということであれば、そのように変更していきたいなというふうに考えてございます。</p>
議長	<p>今、事務局長から説明がありましたけれども、岩渕委員さんの考え方に沿って前向きに考えてよろしいですか。一回やってみますか。</p>
12 番委員	<p>まずは運営委員会に諮って、それからどういう方向にするか、今即答はしなくてもいいのではないのでしょうか。</p>

事務局	<p>上野委員さん大変ありがとうございます。確かにこの場ですぐというのなかなか難しいところが、私も今、考えなおしました。まずは、次回の運営会議、事務局の方で改めてご提案申し上げたいともいます。</p>
議長	<p>今、お話にありましたように、今度の運営会議には、委員長さんたちに参加していただきまして、検討したいと思います。</p> <p>そのほかに質疑ありませんか。</p> <p>《質疑なしの声確認》</p> <p>質疑無いようなのでこれで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 42 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 42 号「農地利用最適推進連携会議の運営に関する規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>令和 5 年度第 6 回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 5 年 8 月 25 日

議 長(会長) 高 橋 清 範

議事録署名人 3 番 田 島 幹 雄

議事録署名人 4 番 三 塚 芳 毅